

2015
April



CLIENT



H27.04.05 No.283

明日へのヒント

- ・人財を確保する！！
歯科衛生士が選ぶ歯科医院とは？

P1

セミナーご報告

- ・「予防歯科導入セミナー
～予防歯科の導入に対する基本的な
注意点や仕組みづくり～」を終えて

P2

Q&A

- ・国民年金保険料の2年前納とは？

P3

Q&A

- ・美術品の償却方法が変わりました

P4

やさしい相続

- ・「増加する遺産分割争い
～課税対象者の増加～」

P5

今月のひとこと

- ・「経営者・後継者のための
『事業承継セミナー』～事業承継の成功と
失敗その分かれ道とは？～」を終えて

P6

カイゼン歯科経営 その4

- ・決定事項を実践する！

P7

同封物

- マンスリー・ワンポイント
- 請求書
- 採用についてのアンケート



税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部

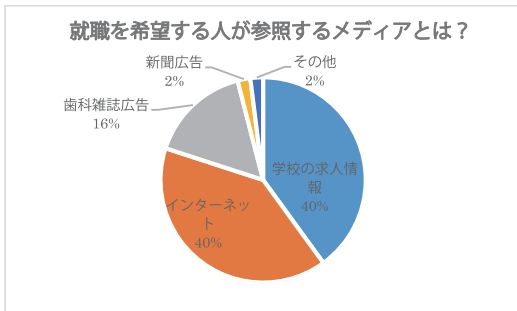


人財を確保する！！ 歯科衛生士が選ぶ歯科医院とは？

歯科医師が診療に力を注ぐためにも優秀なスタッフを確保する事は重要です。歯科衛生士は歯科医師の治療時補助以外にも、クリーニングや歯磨き指導など様々な仕事を行うことができます。多くの患者さんを歯科医師一人に対応することは難しく、適切な処置をするために歯科衛生士は欠かせない存在です。また予防を診療メニューとして取り入れている医院では、優秀な歯科衛生士の存在が、安定的な売上上の確保・経営の拡大へと繋がります。歯科衛生士は女性が多い為、結婚や出産を期に退職する人が多く、また収入やキャリアアップのために他の医院などへ転職する人も多いため、いかに歯科衛生士を採用し長く働き続けてもらえるかは、医院にとって重要な課題だといえるでしょう。

下記は太陽歯科衛生士専門学校で行われたアンケートの集計結果です。(参考:GROUP21)

Q1.何を見て、求人募集を探しますか？



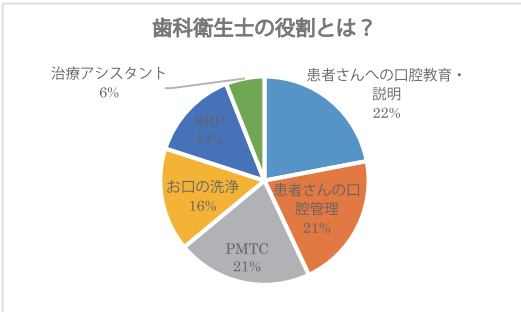
就職先を探すのは学校の求人票が中心であると言えますが、幅広い情報収集のために、インターネットが使われているようです。また、殆どの学生が医院を見学する前にホームページを確認していますので、ホームページは集客の為だけでなく、求人においても絶対条件となっています。ホームページが医院の特色・雰囲気を反映出来ているか、一度見直してもよいかもしれません。

Q2.勤務する医院を選ぶ場合の条件は？

- 勤務先の立地条件は？ → 通勤は30分以内
- 勤務先の医院の規模は？ → 中規模な一般開業医院
- 勤務先の診療内容は？ → 予防に力を入れている

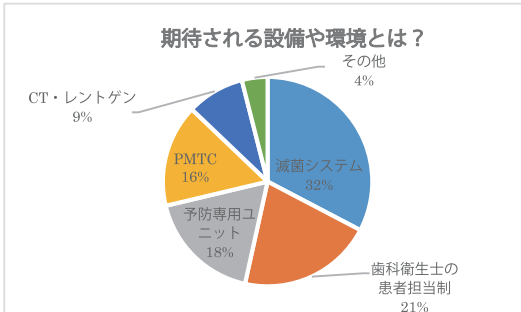
歯科衛生士になる方は、国家資格をとって長期的に働きたい、自分のスキルを伸ばしたいと考えています。そのため、少なくとも指導を受けられる先輩衛生士のいる職場を選ぶ傾向にあります。また、衛生士の役割を「予防」にあると考えている方が多く、就職後もメンテナンス技術、口腔衛生指導、歯周管理や口腔管理を学べる職場を求めています。最近の求人広告では、外部講師を招いての講習会やマニュアルの整備等、研修環境をアピールする医院が多くみられます。

Q3.イメージする歯科衛生士の業務とは？



患者さんの口腔教育や指導を行い、口腔内の健康維持を実践していくことが歯科衛生士の業務ととらえていると言えるでしょう。

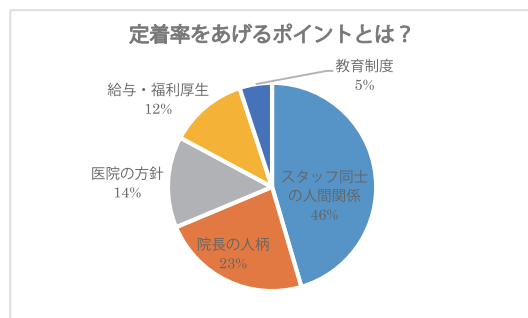
Q4.勤務先に求める設備とは？



衛生面への意識は強く、「清潔域」「不潔域」の概念が徹底して教育されているのが伺えます。歯科衛生士を採用する上で滅菌システムの充実是不可欠であり、予防用のユニットやPMTC機器の充実も望まれます。

Q5.勤務後、長く務めるために重要なことは？

学生の多くが、長く勤務する為のポイントとして「人間関係」をあげています。従業員が少ない歯科医院において、院内の人間関係を良好に維持することは、院長の役割であるといえるでしょう。また、昨今、社会保険の充実も医院を選ぶ上での判断基準とされています。女性の歯科衛生士は出産や育児も念頭に置いていますので、社会保険の整備は、安心して長く働いてもらうために、必要不可欠な要素であるといえるでしょう。



今回、採用に関するアンケートを同封させて頂きました。6月号でその集計結果をお知らせ出来ればと思います。どうぞ、皆様ご協力お願いいたします。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 稲本

「予防歯科導入セミナー ～予防歯科の導入に対する基本的な注意点や仕組みづくり～」を終えて

平成27年2月8日、税理士法人コーポレート・アドバイザーズ本社にて、医療法人Arrows マチダデンタルオフィス 町田 健先生に「予防歯科の導入セミナー～予防歯科の導入に対する基本的な注意点や仕組みづくり～」を開催して頂きました。

町田先生は上尾市で一部完全個室(ユニット数13台)の予防治療に特化された歯科医院を運営されています。「早期に発見して」「破壊部分を外科的に修復し」「欠損部分を補綴的に補う」という従来の歯科の考え方に限界を感じ、出来るだけ欠損の時期を遅らせるようマネジメントをする、MTM (メディカル・トリートメント・モデル) を導入されています。

MTMとは…

「初期のリスク評価から、個々の患者さんに合わせた予防プログラムを立案し、最少侵襲治療(MI)を行い、定期的にメンテナンスを続けていく。それにより、口腔内の健康を維持し身体の健康へつなげていく流れのこと。」

歯科医院の役割とは、「人々が生涯にわたり口腔の健康を維持し、健全な機能を全うすること」にあります。実態は治療中に通院をやめてしまう、又は、治療が終了すると次に発症するまでは通院されず、疾病と治療を繰り返してしまう患者さんが多い現状にあります。

予防の為に、定期的に通院する歯科先進国と、「治療で困ったとき」だけ歯科医院を訪れる日本には、80歳時の残存歯数に大きな隔たりがあります。定期的なメンテナンスをすることにより高齢になっても、十分に自分の歯を残すことは出来るのです。



MTM導入当初には

1. 他院で修復・補綴した歯の二次カリエス・ハセツ等のリスク
2. 生活習慣病の要素が強いカリエス・ペリオについて、成人以降の行動習慣の変容の難しさ
3. 治療からメンテナンスへ移行するまでの期間が長く、期間的・意識的に予防治療への移行が難しい

等の問題点があったとのことですが、町田先生は親子予防を導入することにより、上記の問題点を克服されました。

親子予防では

1. 口腔内に修復物がある子供はあまりいない
2. 小児及び母親の生活習慣を変えるのは比較的容易である
3. 治療から予防治療へ入るのではなく、予防治療から開始する患者さん(小児患者さん)が多い。また予防の意識が高い。

加えて、小児歯科を導入することにより、口コミ効果やご家族の予防に関する意識の高まりによる増患(家族ぐるみで治療にこられる)等により、経営的にも成功されました。

開業されてから現在までの実際の数字を使ってお話頂いたのが、印象的でした。

その他、セミナーでは、ISO9001を利用した歯科医院のシステム構築法やスタッフを採用し育成するシステム等についてもお話頂きました。

現在も、予防プログラムの自費診療化を目指し、戦略的に活動されています。

町田先生、大変有意義なセミナーを開催して頂き、ありがとうございました。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 稲本

Question

国民年金保険料を2年前納すると、割引になると聞きました。
2年前納とはどのようなものですか？

Answer

国民年金保険料の2年前納とは？

平成26年4月から、国民年金保険料を2年間分まとめて口座振替で納付する「2年前納」がはじまりました。メリットとデメリットをみてみましょう。

確定申告時の変更点

2年前納を利用して国民年金を納付すると確定申告時に下記のいずれかを選択することになります。

- ① 納めた年に納付額全額を「社会保険料控除」として控除する。
- ② 各年度分の保険料に相当する額を各年に「社会保険料控除」として控除する。

(例) 年金月額が10,000円の場合 $10,000 \times 24 \text{ヶ月} = 240,000 \text{円}$ (控除合計)

	平成26年	平成27年	平成28年
①	<ul style="list-style-type: none">その年に届いた国民年金の控除証明書で控除24ヶ月 (2年間分) 240,000円 控除	<ul style="list-style-type: none">0ヶ月 控除なし	<ul style="list-style-type: none">口座振替通知が届きますので、毎月、6ヶ月、1年、2年の口座振替を選択し納付します。
②	<ul style="list-style-type: none">その年に届いた国民年金の控除証明書で控除社会保険料控除額内訳明細書9ヶ月 (4～12月分) 90,000円 控除	<ul style="list-style-type: none">年金事務所で国民年金の控除証明書の発行を依頼社会保険料控除額内訳明細書12ヶ月 (1～12月分) 120,000円 控除	<ul style="list-style-type: none">年金事務所で控除証明書の発行を依頼社会保険料控除額内訳明細書3ヶ月 (1～3月分) 30,000円 控除

メリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none">2年前納をすることで毎月納付に比べて割安になります。 ※平成26年4月の前納選択の場合は、14,800円割引されました。複数人の国民年金を負担している場合、2年前納を交互に利用することで、均等に控除を受けながら割引きで資金の節約が出来ます。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">①を選択した場合、1年目は税金の負担が軽くなりますが、翌年は控除がないため税金の負担が重くなります。②を選択した場合、翌年以降、国民年金の控除証明書が届きませんので、毎年、年金事務所で控除証明書を発行してもらう事務作業が発生します。

※今年、2年前納をされた院長先生で②を選択された場合、来年、再来年は国民年金の控除証明書が届きません。確定申告前にご自身でお近くの年金事務所にて国民年金の控除証明書発行の手続きをお願いいたします。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 稲葉

Question

クリニックの待合室に飾る絵画を30万円で購入しました。
美術品の減価償却について教えてください。

Answer

美術品の償却方法が変わりました

これまで、1点20万円以上の美術品、または号あたり2万円以上の絵画は、減価償却資産として取り扱うことができませんでしたが、平成27年1月1日以後に取得する美術品で、1点100万円未満のものは、減価償却資産として取り扱うこととなりました。

ご質問では、取得価額が1点100万円未満であるため、時の経過により価値が減少しないことが明らかでなければ、法定耐用年数8年で償却となります。

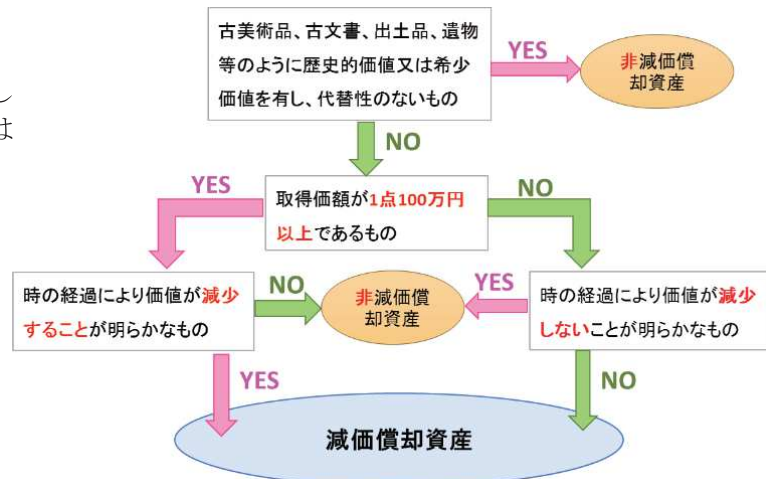
これまでの美術品等の価値判断

これまで絵画の他、彫刻や掛け軸などの美術品などは、時の経過によりその価値が減少するかどうかの判断が極めて難しいため、いくつかの判断基準が下記のように設けられていました。しかし作品の価格は必ずしも大ききで決定するわけではないことから、絵画の号あたりの基準も廃止されることとなりました。

判断基準	判定
1) 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの	非減価償却資産
2) 美術年鑑等に掲載されている作者の製作物	
3) 装飾目的にのみ使用されるコピー品	減価償却資産
4) 上記のいずれにも該当するとは断言できない美術品等のうち、その取得価額が1点20万円（絵画は、1号2万円）未満のもの	

新しい判断基準

上記の判断基準について、見直しが行われました。新しい判断基準は右図になります。



時の経過により価値が減少することが明らかなものとは？

不特定多数の者が利用する場所(会館のロビーや葬祭場のホールなど)で無料公開している装飾品や展示品のうち、移設することが困難で、その用途のみに使用されることが明らかであるもの等。

適用開始日は？

この基準は、平成27年1月1日以後に取得する美術品等について適用となります。ただし既に有する非減価償却資産の美術品等でこの基準により減価償却資産となる場合、適用初年度（法人は同日以後最初に開始する事業年度、個人は27年分）に減価償却資産とし、適用初年度開始日の取得、かつ事業の用に供したのものとして減価償却の規定が適用できます。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 糸井

「増加する遺産分割争いー課税対象者の増加ー」

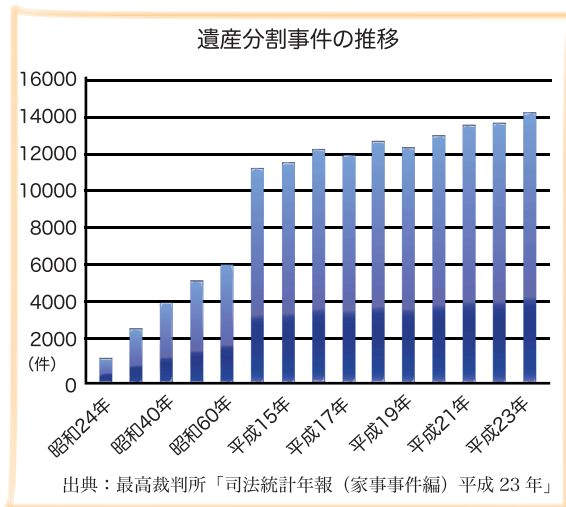
身近になりつつある相続問題

皆様にとって、相続とはどんなイメージでしょうか。

- ・富裕層だけの問題？
- ・サラリーマンには関係のない問題？

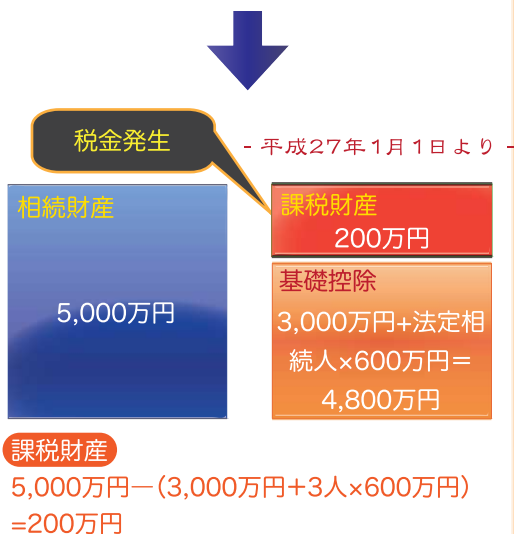
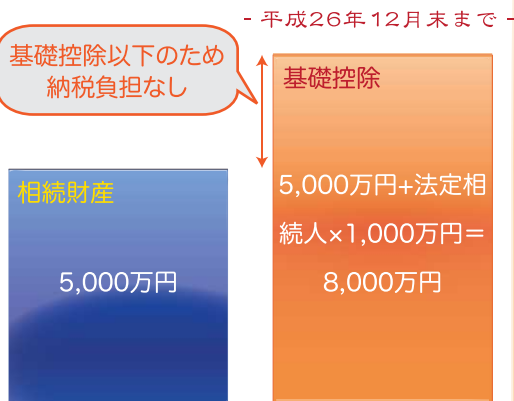
確かに相当な資産をお持ちでなければ、ほとんどの方は相続税がかからないので、自分にはあまり関係ないとお考えでしょう。

しかし右図の通り、遺産分割に関する争いは年々増加の傾向にあり、たとえ税金がかからなくても、徐々に相続という問題は身近な存在になりつつあります。



大增税時代の到来！

例：相続財産 5,000万円
法定相続人 3人



平成27年1月1日以降、相続税の改正が実施されています。今後はこの改正により、相続税の課税対象者が爆発的に増加するといわれています。

その原因の一つはズバリ、**基礎控除の縮小**です。

例えば、相続人が配偶者と、子供2人の場合、平成26年12月末までは、相続財産が8,000万円(※1)まで税金がかかりませんでした。平成27年1月1日からは、4,800万円(※2)を超えると税金がかかることになります。

(※1) 5,000万円+法定相続人(3人)×1,000万円

(※2) **3,000万円**+法定相続人(3人)×**600万円**

東京都内に一戸建てを持ち、多少現金を残していると、相続税の対象になるといわれていますので、東京都内で考えた場合、相続税が課税される人は、以前に比べて約2倍になるとも言われています。

このように今後は、自分には関係ないと思っていた相続税が、グッと身近な存在になります。他人事だとは思わず、ご自身やご家族の財産を改めて見つめ直してみてもいいのではないでしょうか？

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 安食

「経営者・後継者のための『事業承継セミナー』 ～事業承継の成功と失敗その分かれ道とは？～」を終えて

平成27年2月19日、税理士法人コーポレート・アドバイザーズ主催により、「経営者・後継者のための『事業承継セミナー』～事業承継の成功と失敗その分かれ道とは？～」を開催し、近年の事業承継問題と失敗事例から見えてくる対策について解説しました。

セミナーの内容は、近年中小企業にとって事業承継問題は年々深刻になっており、年間7万社が後継者不在により事業の廃業を余儀なくされている現状があるということ。また事業承継を行うには、親族内での承継、外部から役員を招聘する、M&Aなどいくつかの方法がありますが、どの方法を選択するにせよ、早めに準備を開始することが肝腎であるという内容でした。

歯科医院に目を向けますと、厚生労働省のデータからは、全国の歯科医院数は平成15年からの**10年間で2,873医院増加**し、平成25年10月1日現在で68,701医院となっています。全国のコンビニの数は、平成27年1月現在51,934店舗※ですので、コンビニより多い状態となっている現状については、ご存じの先生も多いと思います。

※参考：JFAコンビニエンスストア統計調査月報より

医療施設数の推移

		H15年	H17年	H19年	H21年	H23年	H25年
医療機関	歯科医院	65,828	66,732	67,798	68,098	68,156	68,701
	診療所	96,050	97,442	99,532	99,635	99,547	100,528
	病院	9,122	9,026	8,862	8,739	8,605	8,540
	合計	171,000	173,200	176,192	176,472	176,308	177,769

10年間で
2,873医院
増加

※「病院」とは病床数20以上、「診療所」とは病床数20未満で区別
参考：厚生労働省 医療施設調査・病院報告の概況をもとに弊社にて作成

また帝国データバンクが平成18年度から25年度までの間に休廃業・解散した医療機関について集計分析したところ、平成25年度歯科医院の休廃業・解散数は40件（前年度比11.1%増）で、平成18年度以降で最多となったそうです。休廃業・解散の要因と今後の展望を次のようにまとめています。

都市部を中心に、駅近の立地で夜間診療、高級感がある内装にこだわる歯科医院や、患者が全額を自己負担するインプラントや歯を漂白するホワイトニングなど、審美専門の歯科医院が急増した。（中略）多くの歯科医院では、**同業との競合や院長の高齢化、設備投資の失敗といった問題を抱えており、今後も淘汰が進むことが予想される。**

（引用：帝国データバンク特別企画：医療機関の休廃業・解散動向調査 平成26年6月9日）

歯科医院数の増加やそれに伴う競争の激化により、開業医という道よりも勤務医を希望する先生が増加しており、「**後継者がいない**」等の事業承継問題はますます深刻になることが予想されます。

現役の先生方からすると事業承継問題は、まだまだ対岸の火事のように思いますが、10年後、20年後の歯科医院の経営を見据えた場合には、避けて通れない問題です。将来の歯科医院の姿をイメージする際には、この問題についても検討して頂きたいと思えます。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 <個別無料相談開催中>

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 ✉info@co-ad.com 税理士 中川 義敬

「カイゼン歯科経営」では、歯科医院の目指すべきゴールに向かって取り組むべき経営のポイントについてお伝えしています。経営の大切な羅針盤である「経営計画書」、人に関する医院の規定である「就業規則」、1年間の診療日数を決め未来を設計する「診療カレンダー」、そのほかの「業務マニュアル」についても見直しや点検を行い、更新を続けることが歯科経営への第一歩であり、医院の基盤となります。

前月号から引き続き、自院のルールを診療中と診療外に分けて、明確にする必要性についてお伝えしています。今回は、臨時的な業務を日常の中に取り込むことの意味、遅刻の連絡、ユニフォームへの着替えについて、医院のカイゼンのヒントをお伝えいたします。

1. 臨時的な業務が医院を混乱させる



院内清掃や器具の滅菌とは違い、鍵の受領簿は必須のものではありません。ですから、ほとんどの医院ではこのようなものは作成しません。誰かが鍵を紛失した時に、錠を取り換えるか、複製の鍵を再度渡すかを決定することになります。これでは、医院のカイゼンはできないのです。

鍵の受領簿を作成している医院では、鍵を紛失した時の処置についても規定があるはずです。始末書の提出や、錠の取り換え費用、鍵の複製費用をどうするかということなどを事前に決めておけば、医院内で混乱は起きません。

急な退職者の手続き、コンプレッサーの故障やユニットの水漏れなど、突発的に起こる業務や事故を、日常の中に取り込むことができれば、臨時的な対応で医院が混乱することはなくなります。

2. 遅刻の連絡



前月号の**入社1日目の過ごし方**にも記載しているように、新入社員に、電車が遅れた場合などの連絡方法を教えていますか。電車が遅れた場合遅延証明を持って来ればよいということでは、遅刻の常習者を作るようなものです。

遅刻は、普通に来ているスタッフの朝のスタート時の雰囲気を台無しにすることを、遅刻をする者は意外と理解していません。遅刻しそうになったときは、必ず**遅刻連絡メール**を携帯から送るようにルール化します。

3. ユニフォームへの着替え

ユニフォームの着替え等の時間が「労働時間」となるか否か、「三菱重工長崎造船所事件（最高裁判平成12.3.9判決）」では、「労働者が、就業を命じられた業務の準備行為等を事業所内において行うことを使用者から義務付けられ、又はこれを余儀なくされたときは、当該行為を所定労働時間外において行うものとされている場合であっても、当該行為は、特段の事情のない限り、使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができ、当該行為に要した時間は、それが社会通念上必要と認められるものである限り、労働基準法上の労働時間に該当する。」と判示しています。簡単に言うと始業時はタイムレコーダで打刻後着替え、終業時は着替え後に打刻をすることになります。なお、化粧などは就業時間外に行うことになります。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 税理士 谷 信洋



Corporate Advisers

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12
NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL: 03-3224-2870 FAX: 03-3224-2877

CLIENT2015年283号

■発行日: 2015年4月5日
■発行元: 税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部
■URL: <http://www.co-ad-shinjuryku.com>
■お問い合わせ先: ☎03-3224-2873

〈国内〉 東京/大阪/横浜/市川
税理士法人コーポレート・アドバイザーズ
社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

〈海外〉 上海/ホーチミン/シンガポール
コーポレート・アドバイザーズ上海有限公司
コーポレート・アドバイザーズ・ベトナム